

令和7年10月20日

新居浜市長 古川 拓哉 様

新居浜市行政不服審査会会長 北原 鉄也

答申書

第1 審査会の結論

本件事案において新居浜市長（以下「処分庁」という。）が行った保有個人情報部分開示決定については、当該決定を取り消し、開示請求の対象となる個人情報を改めて特定するとともに、不開示とする部分について個別具体的に当該不開示の理由を再考した上で、再度開示又は不開示の決定を行うべきである。

また、「新居浜市個人情報保護審査会」の設置及び同審査会における審査を求める審査請求については、却下することが妥当である。

第2 事案の概要

本件は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、審査請求人が令和6年3月7日付けで処分庁に請求した保有個人情報開示請求に対して、処分庁が令和6年3月21日付け新総人第68号で行った、保有個人情報部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）について、審査請求人が再度の開示・不開示の決定及び正確な保有個人情報の開示（写しの再交付）並びに「新居浜市個人情報保護審査会」の設置及び同審査会における審査を求める審査請求である。

第3 事実関係

1 本件処分に係る根拠法令

- (1) 法第78条第1項の規定により、行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に同条第1号から第7号までに掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有情報を開示しなければならないと定められている。
- (2) 不開示情報について、法第78条第1項第2号では、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別

することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。」とされている。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。)、独立行政法人等の職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 不開示情報について、法第78条第1項第7号では、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」が定められており、同号へには、「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」のある情報が規定されている。

(4) 行政手続法(平成5年法律第88号)第8条第1項には、行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならないと規定されている。

2 処分の内容

審査請求人から処分庁に請求のあった、〇〇〇〇年度新居浜市職員採用候補者登録試験及び採用後の請求者個人の情報の開示請求に対する保有個人情報部分開示決定処分。

3 処分の理由

(1) 第1次試験及び第2次試験(面接試験を含む。)の記述部分については、公文書不存在のため不開示とした。

(2) 法第78条第1項第2号に該当する開示請求者以外の個人情報に関する情報は、不開示とした。

(3) 副課長・主幹・課長昇進時の内申、具申については、法第78条第1項第7号へに該当する人事管理にかかわる事務に関し、公平かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある部分については、不開示とした。

(4) 面接結果等これらに類する書類及び係長昇進時の内申、具申については、公文書不存在のため不開示とした。

4 審理手続及び調査審議の経過

令和6年6月18日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条に基づいて、令和6年3月21日に処分庁によって行われた本件処分に対する審査請求を行った。

令和6年9月19日、処分庁が弁明書を作成した。

令和6年10月30日、審査請求人より反論書が提出された。

令和6年11月18日、審査請求人より申立書が提出された。

令和6年12月27日、諮問書の受理

令和7年6月5日、当審査会において口頭意見陳述及び審議を行った。

令和7年8月29日、当審査会において審議を行った。

第4 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 審査請求人が開示請求した第1次及び第2次選考試験（面接試験を含む。）の結果（記述部分を含む。）の写し（以下、「保有個人情報①」という。）について、処分庁が部分開示した保有個人情報は、第1次試験の合格者及び（最終）合格者の名簿であり、審査請求人本人の選考試験の結果（得点等）を示したのではなく、開示請求した保有個人情報に適合する情報の開示がされていない。

また、記述部分について、不開示とした理由を「公文書不存在のため」と記載しているが、個別具体的な理由が示されていない。

- (2) 開示請求した登録されている名簿の写し（採用候補者登録名簿）（以下、「保有個人情報②」という。）について、記載項目を示した1番上の行及び審査請求人に係る保有個人情報を記載した次の行を除いて、表形式で作成されている名簿の残りの行全体を一律に不開示情報と判断し、用紙を被せて写しを作成している。このことにより、当該名簿の範囲を不明確とし、不開示情報に該当しない部分まで不必要に消されている。

処分庁が不開示とした理由を「法第78条第1項第2号に該当する開示請求者以外の個人に関する情報は不開示とする。」と記載しているが、条文そのものを記載しただけで、明確な理由が記載されていない。

また、同号ただし書の規定について全く考慮されていない。同条第1項第2号ただし書イの規定により、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」は不開示情報から除かれることから、処分庁はこれらに該当する保有個人情報を開示すべきである。名簿に登録された者は、個人情報保護制度が確立される以前の〇〇〇〇年10月下旬に、新居浜市公告式条例（昭和25年条例第12号）の規定に基づき、新居浜市掲示場に掲示され公示された情報であり、審査請求人と同期の新規採用職員で、その氏名は公務員としての職務を遂行する上で、公にされ

ることが予定されていた情報である。

- (3) 開示請求した係長・副課長・主幹・課長昇進時の内申、具申、面接結果等これらに類する書類（以下、「保有個人情報③」という。）について、審査請求人の氏名及び記載項目を除き、ほとんどの情報が黒塗りされ消されているが、不開示情報と判断し、黒塗りで消した部分について、人事管理において「人事評価制度」が導入された背景や目的、現状等を多角的に再考し、再度、記載内容を精査し、開示・不開示の決定及び写しの再交付をすべきである。

また、不開示の理由について、「法第78条第1項第7号へに該当する人事管理にかかわる事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのある部分については、不開示とする。」と記載しているが、法の条文そのものを記載しているのみで、明確な理由が記載されていない。

- (4) 弁明書に対する反論書（令和6年10月30日付け）において、次のとおり主張している。

ア 弁明書1項の3（1）に記載する「審査請求書5頁の理由1」の記載内容を否認することに対する反論

(ア) 第1次試験合格者名簿及び（最終）合格者名簿を交付した理由について

処分庁は、①「第1次及び第2次選考試験（面接試験を含む。）の結果（記述部分を含む。）の写し」と記載していたことから、一般的に試験結果は、「合否判定、成績（点数等）」が考えられ、これらのうち、成績（点数等）については、廃棄により公文書不存在であったため、「試験結果として部分開示できる文書として、合否判定の分かる合格者名簿を交付したものである。」と説明する。

しかし、その一方で、審査請求書5頁のアに記載している②「自己の第1次試験（教養試験40問・専門試験30問）の結果（点数）及び第2次試験結果（点数※点数化していない場合は記述部分）」との記載により保有個人情報開示請求が行われていれば、合格者名簿の交付は行っていないと弁明するが、両者①・②の記載内容の相違によって、合格者名簿の交付に対する判断が分かれることは、到底考えることはできない。

また、試験結果を「合否判定、成績（点数等）」が一般的」と解釈したことは、処分庁の一方的な判断・主観によるものであるにもかかわらず、「開示請求書の記載内容から本交付が不的確であったとは認められない。」と主張するが、開示請求書には、合格者名簿の写しを請求する旨は記載していない。処分庁の主張に合理性がなく認めることはできない。

(イ) 不開示理由の具体的な理由に対する反論

不開示とした部分の理由は、決定通知書において、法の該当規定とともに、当該規定に該当する具体的な理由等を記載すべきであり、廃棄されているなどと不存在の理由を弁明書に記載しても、行政手続法第14条第1項本文及び行政手続条例第1

4条本文に定める理由としての要件を満たしておらず違法性があることは否定できない。

イ 弁明書2頁の3(2)に記載する「審査請求書7頁の理由2」の記載内容を否認することに対する反論

(ア)「〇〇〇〇年度新居浜市職員採用候補者登録名簿」の部分開示について

処分庁は、「記載項目を示した1番上の行及び審査請求人に係る保有個人情報を記載した次の行が、本名簿に関する保有個人情報であり、実質的に請求内容部分については、削除することなく開示していることと解する。」として適切に部分開示したことの正当性を主張しているが、登録名簿に記載されているそれぞれの情報について、不開示情報の有無を判断していないと考えられる。法第60条第1項において「保有個人情報」とは、「行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているもの」と定義され、本件の場合、これらの情報がまとめられた総体として登録名簿に登録されているものが保有個人情報であると解する。よって、登録名簿全体の範囲を明らかにした上で、登録されているそれぞれの保有個人情報について、不開示情報に該当する部分を除いた部分につき開示することが適正な部分開示の方法である。

(イ) 不開示情報(部分)の削除方法について

不開示情報の削除方法については、合目的な裁量に委ねられているが、本件の場合、この裁量権を逸脱し、個人の権利利益の保護の必要性を越えて、不開示部分の範囲を不必要に広くしている。氏名の左側の欄に記載する「職種」は、これをもって特定の個人を識別するものではなく、不開示情報には該当しない。

(ウ) 不開示の理由について

処分庁は、地方公共団体の機関については、法第78条第2項の規定により読み替えて適用される同条第1項に規定する「不開示情報」について、不開示情報に該当する情報の範囲を明らかに誤っており、不開示の理由についても、法の該当条文のみを記載することにとどまり、法第78条第1項に規定する不開示情報並びに行政手続法第14条第1項本文及び行政手続条例第14条第1項本文に規定する不利益処分の理由提示の解釈を誤っている。

(エ)「職員採用候補者登録名簿に登録された者」の氏名が不開示情報に該当しないとする主張を否認することについて

本件の場合は、「公知の情報」の解釈を議論するよりも、登録名簿に登載された者は、入庁辞退者を除き〇〇〇〇年4月に審査請求人と同じく新居浜市役所に入庁した者であり、少なくとも、その「職及び氏名」については客観的な事実として、明らかに審査請求人が知り得ていると認められる情報であり、法第78条第1項第2号ただし書イに規定する「慣行として開示請求者が知ることができる情報」に該

当し、不開示情報から除かれるものと解する。

ウ 弁明書3頁の3(3)に記載する「審査請求書8頁の理由3」の記載内容を否認することに対する反論

(ア) 内申一覧表の再度の記載内容の精査並びに同表に係る開示決定等及び同決定に基づく適切な保有情報の開示について

処分庁は、内申一覧表は、毎年度行われる人事異動の資料として作成するものであり、理事者や人事担当者が人事異動等の人事管理に係る事務を行う際の資料として活用するものであると説明するが、開示請求の対象となる保有個人情報記録された公文書である。「公開されないことを前提に作成されているもの」と説明するが、公開しないことの根拠については何ら触れられていないことから、法的根拠の説明を求める。

また、平成28年4月から正式に導入された「人事評価制度」の下では、評価結果は、本人へ開示することが原則とされており、開示することの支障性を理由として不開示を継続していくことは、新たな個人情報保護制度の趣旨から合理性に欠けるものである。内申一覧表には、「職員人事評価票」の内容と同様の趣旨と判断できる記載部分があるものと思われ、少なくとも当該記載部分は開示すべきと判断する。

被評価者からの批判や反発等のトラブルが発生することは、制度の運用の中で解決すべきものであり、個人情報保護の観点とは別問題であり、処分庁は、人事管理に係る評価の現状を十分に理解した上で、適切な保有個人情報の開示をすべきである。

(イ) 不開示情報(部分)の削除方法について

内申一覧表のうち開示された部分は、所属長が記載したと想定される評価に係る部分については全て黒塗りで除かれ、実質的に全部不開示と同等の内容となっている。なお、交付された内申一覧表(3部)について、削除方法がそれぞれ相違していることや、他の方法(字句単位、行単位など)により不開示情報の該当の有無を判断しなかった理由の説明を求める。

(ウ) 不開示の理由について

処分庁は、法第78条第1項第7号へに規定する公正かつ円滑な人事管理に支障を及ぼすおそれがあることを理由として、開示・不開示部分を決定したと説明するが、具体的にどのような支障が生じ、法的保護に値する蓋然性が認められる程度のどのようなおそれがあると考えたのか、その合理的な理由が説明できない限りは、法の趣旨及び同法の保有個人情報の開示義務を定めた規定に反し違法であると解せざるを得ない。

(5) 口頭意見陳述(令和7年6月5日)において、新居浜市行政不服審査会への諮問等について、次のとおり主張している。

- ア 本審査請求に対して行政不服審査会への諮問は違法であり、認められない。
- イ 個人情報保護審査会を設置しなければいけなかった。
- ウ 行政不服審査会として本件諮問は所轄事務と認識しているのか。根拠条文を明らかにすることを求める。
- エ 保有個人情報部分開示の決定処分に関してこの場で口頭意見を述べることは、私（審査請求人）が行政不服審査会への諮問を認容したと判断されかねないので、口頭での意見陳述はしない。

2 処分庁の主張

処分庁は、本件処分は次のような認識と判断によるものであって、本件処分には違法又は不当な点はない旨主張している。

- (1) 第1次試験合格者名簿及び（最終）合格者名簿を交付した理由について、審査請求人の開示請求書において、「第1次及び第2次選考試験（面接試験を含む。）の結果（記述部分を含む。）の写し」と記載している。試験結果とは、合否判定、成績（点数等）が一般的と考えられ、そのうち、成績（点数）については、廃棄により文書不存在であった。そのため、試験結果として部分開示できる文書として、合否判定の分かる第1次試験合格者名簿及び（最終）合格者名簿を交付したものである。審査請求人が、審査請求書5頁のアに記載している「自己の第1次試験（教養試験40問・専門試験30問）の結果（点数）及び第2次試験結果（点数※点数化していない場合は記述部分）」との記載により保有個人情報開示請求が行われていれば、名簿の交付は行っていない。

このことから、第1次試験合格者名簿及び（最終）合格者名簿の交付は、審査請求人の意図するものではなかったとのことだが、それは審査請求人の主観によるものであり、開示請求書の記載内容から、本交付が不的確であったとは認められない。

次に、不開示理由の具体的な理由については、職員採用候補者登録試験は、毎年継続的に実施されるものであり、書類が作成された年から〇〇年以上経過して既に廃棄されていることから公文書不存在としたものである。

以上のことから、全体の事務処理に不備があったとは言えない。

- (2) 職員採用候補者登録名簿について、審査請求人が、審査請求書5頁イ（ア）の冒頭に記載している、「記載項目を示した1番上の行及び審査請求人に係る保有個人情報を記載した次の行」が、本名簿に関して審査人に関する本市が保有する個人情報であり、この2行について部分開示していることは、実質的に請求内容部分については、削除することなく開示していることと解する。

不開示部分の削除方法については、不開示情報を開示した結果とならない範囲内において、職員採用候補者登録名簿のうち、審査請求人に関する本市が保有する個人情報以外の不開示部分について、容易さ等を考慮した方法で削除したものである。

次に、不開示の理由について、「法第78条第2項の読替規定を考慮していない。」

との審査請求人の主張については、法の不開示情報は、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報（法第78条第1項第1号）及び情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（法第78条第2項）とされており、情報公開条例の規定を適用するとは規定されていないことから、不開示の理由として法の条文を記載したものである。

次に、「職員採用候補者登録名簿の登載された者」の、これらの者の氏名が、「不開示情報に該当しない」との審査請求人の主張についてである。

法第78条第1項第2号イでは、「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」が不開示情報から除かれることが規定されている。個人情報保護委員会の見解では、「公知の情報であっても、その利用目的や他の個人情報との照合など取扱いの態様によっては個人の権利利益の侵害につながるおそれがあることから、法では、既に公表されている情報も他の個人情報と区別せず、保護の対象」としている。例えば、入庁を辞退した者や、早期に退職した者は、そのことを隠匿して生活している可能性があり、個人の権利利益の侵害につながるおそれがあることから不開示としたものである。

法第78条第1項第2号ハにおいて、「公務員等の当該情報とその職務の遂行に係る情報」であるときは、当該情報のうち、「当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」が、不開示情報から除かれることが規定されているが、「職員採用候補者登録名簿」は職務の遂行に係る情報には該当しない。

以上のことから、不開示と判断した内容及びその理由並びに写しの作成方法は適切であり、当該費用の請求についても、適切に行ったものである。

- (3) 「人事評価制度」が導入された背景や目的、現状等については、概ね審査請求人が審査請求書7頁ウ（ア）（イ）（ウ）で述べているとおりであり、本市においても「職員人事評価票」等を評価結果として、本人へ開示している。

今回、審査請求人に対し交付した「異動・昇任昇格内申一覧表」の写しは、人事評価制度により作成されたものではなく、毎年度行われる人事異動（職員の昇任昇格及び配置換、転任等）の資料として作成されるもので、理事者や人事担当者が、職員の昇任昇格や人事異動等のいわゆる人事管理に係る事務を行う際の資料として活用するものである。

本内申一覧表は、公開されないことを前提に作成されているものであるため、評価者である所属長が、当該職員の昇任昇格や人事異動について、具体的かつ率直な意見を記述しているものである。仮に、今回の内申一覧表の開示部分以外の内容を開示することとなる場合、これ以降、評価者が本人からの批判や反発を回避するため、正確な評価を記述しなくなることが想定され、結果として、公正かつ円滑な人事管理に支障を及ぼすおそれがある。

以上のようなことを考慮し、開示・不開示部分を決定したものである。

- (4) 新たな条例の制定等により「新居浜市個人情報保護審査会」を設置し、同審査会での審査を求める審査請求人の請求については、制度の変更を求めるものであり、審査請求人に対する特定の処分・不作為を対象としておらず、行政不服審査法第2条及び第3条のいずれにも該当しない。

第5 審査会の論点整理

- 1 本件処分においては、審査請求人が請求した保有個人情報①については、開示請求を求めた保有個人情報の特定について、交付した写し（合格者名簿）が、審査請求人の請求した保有個人情報に該当するか否かについて判断する必要がある。
- 2 本件処分においては、審査請求人が請求した保有個人情報②については、法第78条第1項第2号イ等に該当するか否か等の不開示情報該当性の審査及び部分開示の実施方法（不開示部分の範囲や除去方法等）の妥当性について判断する必要がある。
- 3 本件処分においては、審査請求人が請求した保有個人情報③については、法第78条第1項第7号へ等に該当するか否か等の不開示情報該当性の審査及び部分開示の実施方法（不開示部分の範囲や除去方法等）の妥当性について判断する必要がある。
- 4 本件処分においては、行政手続法第8条第1項の規定に基づき、本件処分通知書に記載されている理由の程度が十分であるか否かについて判断する必要がある。

第6 答申の理由

1 論点に対する判断

(1) 保有個人情報①の保有個人情報の特定について

審査請求人が、「第1次及び第2次選考試験（面接試験を含む。）の結果（記述部分を含む。）の写し」を請求しており、自己の試験結果（得点等）に対し、処分庁が実際に部分開示した文書は、第1次試験合格者名簿及び（最終）合格者名簿である。

即ち、処分庁が特定し部分開示した保有個人情報は、審査請求人の請求内容にかなう保有個人情報ではなかったものと判断される。その要因は、審査請求人及び処分庁の主張から勘案するに、処分庁が審査請求人の開示を求めている内容を十分に確認しなかったため、処分庁による対象文書の特定が不十分だったと解される。

処分庁によると試験結果の成績は、既に廃棄され不存在とのことであるため、保有個人情報①については、審査請求人が求める自己の選考試験の結果の分かる公文書が存在しないのであれば、法第82条第2項の規定により文書不存在としてその理由を明記し、不開示とすることが妥当であると判断する。

(2) 保有個人情報②の法第78条第1項第2号イの該当性について

法第78条第1項第2号イでは、「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」が不開示情報から除かれることが規定されている。「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることがで

き」とは、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足り、開示請求のあった保有個人情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り「慣行として」には当たらないとされている。

本件処分の〇〇〇〇年度新居浜市職員採用候補者登録名簿に記載されている者の職種・氏名については、当時は公表されていたものであり、さらに審査請求人の同期職員も含まれていることから、これらの情報の一部は審査請求人が既に知っていると思われる情報ではあるが、現時点では公表されていない情報であり、法第78条第1項第2号イには該当しない。

また、名簿に記載されている個人は公務員であるが、その職務の遂行に係る情報ではないため、法第78条第1項第2号ハにも該当しない。

よって、登録者名簿に記載されている開示請求者以外の個人に関する職種を除く情報（氏名・生年月日・最終学歴・住所・世帯主・電話）については、法第78条第1項第2号に該当する。

また、部分開示の実施方法については、不開示部分の範囲や量を明らかにしておく必要があるため、本件処分のような本人部分以外のすべてを除去する形で当該文書の写しを作成することは適当ではない。

以上のことから、部分開示とした保有個人情報②について、法第78条第1項第2号に該当する部分は不開示とし、当該文書の範囲を明らかにした方法により部分開示することが妥当であると判断する。

（3）保有個人情報③の法第78条第1項第7号への該当性について

今回、審査請求人に対し交付した「異動・昇任昇格内申一覧表」の写しは、人事評価制度により作成されたものではなく、毎年度行われる人事異動（職員の昇任昇格及び配置換、転任等）の資料として作成されるもので、理事者や人事担当者が、職員の昇任昇格や人事異動等のいわゆる人事管理に係る事務を行う際の資料として活用するものである。

本内申一覧表は、公開されないことを前提に作成されているものであるため、評価者である所属長が、当該職員の昇任昇格や人事異動について、具体的かつ率直な意見を記述しているものである。内申一覧表の意見の内容を開示する場合、評価者が本人からの批判や反発を回避するため、正確な評価を記述しなくなることが想定され、結果として、公正かつ円滑な人事管理に支障を及ぼすおそれがあると考ええる。よって、本件処分において評価者が記載する部分（判定、異動先、判定の理由、昇任昇格理由、特記事項）を、法第78条第1項第7号へに該当するとして不開示としたことは妥当であると判断する。このことにつき、新しい人事評価制度が導入されていることは何ら影響を与えるものではない。

また、内申一覧表には、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており、そ

の部分については、法第78条第1項第2号に該当する。

しかし、内申一覧表内に記載されている評価項目等の不動文字の部分については、その文言自体が内申一覧表の様式であることから、それを開示してもそれだけでは、法第78条第1項第7号へにある「公正かつ円滑な人事管理に支障を及ぼすおそれ」があることにはならない。

また、部分開示の実施方法については、不開示部分の範囲や量を明らかにしておく必要があるため、本件処分のように本人部分以外のすべてを除去する形で当該文書の写しを作成することは適当ではない。

以上のことから、部分開示とした保有個人情報③について、不開示とする評価者の所見部分を除く評価項目（不動文字）については、開示し、当該文書の範囲を明らかにした方法により部分開示することが妥当であると判断する。

（4）理由提示の妥当性について

行政手続法第8条第1項に基づく申請に対する処分に関する理由提示の内容及び程度は、特段の理由のない限り、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該処分がされたのかを、処分の相手方においてその記載自体から了知し得るものでなければならず、単に抽象的に処分の根拠規定を示すだけでは、それによって当該規定の適用の原因となった具体的事実関係をも当然に知り得るような例外の場合を除いては、法の要求する提示として十分でないと解されている（最判昭和49年4月25日民集28巻3号405頁）。

また、どの程度の理由を提示すべきかは、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである（最判平成23年6月7日民集65巻4号2081頁）。

本件処分通知書に記載された処分理由を当てはめると、当該処分の①、③－2の開示しないこととした部分及び理由は「公文書不存在のため」としか記載しておらず、存在しない理由についての記載がないことから「いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該処分がされたのか」を了知することができず、「決定の理由を周知させるに必要かつ十分な内容であり、申請者等が容易に理解できるような表現を用いている」と考えられないことから、処分庁が行った理由提示は、十分なものとは考えられない。当該処分の②、③－1についても処分の根拠規定を示しているだけであり、十分なものとは考えられない。

以上のことから、不開示とする部分については、個別具体的に当該不開示の理由を再考した上で、決定の理由を周知させるに十分な内容で記載すべきである。

2 「新居浜市個人情報保護審査会」の設置及び同審査会における審査を求める請求について

審査請求人が主張する「新居浜市個人情報保護審査会」の設置及び同審査会における

審査を求める請求については、制度の変更を求めるものであり、審査請求人に対する特定の処分・不作為を対象としていないことから、審査請求の対象外であり、却下することが妥当であると判断する。

なお、審査請求人は口頭意見陳述においても、本審査請求に対する新居浜市行政不服審査会への諮問は違法である等と主張しているが、本審査会への諮問については、法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定及び新居浜市行政不服審査条例（平成28年条例第8号）第1条の規定に基づいた手続であり、本審査会の調査審議の及ぶところではない。

第7 まとめ

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。